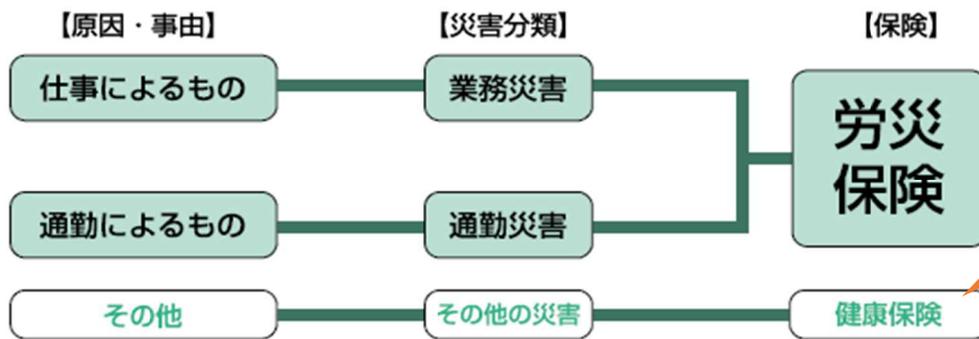




業務中や通勤途中のケガに健康保険を使ってしまったら？

労働者が業務災害や通勤災害（以下「労働災害」という）によりケガまたは病気にかかった場合は、労災保険の給付を受けることになり、健康保険を使うことができません。今回のあおぞらレターでは、労働災害の際に健康保険を使って治療を受けた場合の手続きについてご案内いたします。



健康保険は、労働災害とは関係のない傷病の治療に対して使えるものです。



労働災害によってケガまたは病気になったにもかかわらず健康保険を使って治療を受けた場合、治療費の全額を一時的に自己負担することになってしまいます。健康保険を使って治療を受けてしまった場合には、次の手続きが必要となります。

受診した病院に、健康保険から労災保険への切り替えができるかどうかを確認

できる

できない

●切り替えができる場合

病院の窓口で支払った金額（健康保険の一部負担金）が返還されます。

労災保険の請求書を受診した病院に提出してください。



●切り替えができない場合

健康保険の保険者（協会けんぽ、健康保険組合等）に労働災害であることを申し出て、保険者に医療費の返還をしてください。

その後、労災保険の請求書に自己負担した医療費の領収書を添えて、労働基準監督署に提出してください。



詳細は以下をご覧ください。

- 厚生労働省 労災保険に関する Q&A <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000154463.html>

- 労災保険を使うべきところで健康保険を使ってしまった場合、切り替えの手続きに時間と手間がかかります。病院にかかる際は、労働災害であることを伝えて受診するようにしましょう。
- まずは、労働災害を発生させないようにすることが大切です。事業主には安全配慮義務が課せられています。安全衛生教育の定期的な実施やその内容の見直し、職場全体での災害防止活動の実施など、従業員の安全意識を高め、労働災害を発生させない取り組みを行うようにしましょう。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277